

2月末まで マイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期限が延長になりました。

マイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期限が、2月末まで延長になりました。カードの申請期限の延長は、今回が最後となります。
 マイナポイントの申込期限については、2月末までにカードを申請された方が適切にポイントの申し込み等ができるよう、感染状況やカードの申請・交付状況等を勘案し、改めてお知らせします。
 カードの申請から交付までには一定の期間が必要です。また申請期間内は窓口が混雑しますので、可能な限り早めにカードの申請をお願いします。

マイナポイントを受け取るために必要なマイナンバーカードの申請期限は、**2月末まで**です。
 マイナポイントの申込を受け付けられる期限は、改めてお知らせします。

第2弾
 マイナンバーカードで
マイナポイント

最大 20,000円分の
マイナポイントがもらえる!

好きなキャッシュレス決済サービスで使える!

マイナンバーカードの申請がまだの方は
 こちらから詳しい申請方法をご確認ください

選択した決済サービスの利用・チャージ金額に応じて 最大5,000円分の マイナポイント	健康保険証としての利用申込みで 7,500円分の マイナポイント	公金受取口座の登録完了で 7,500円分の マイナポイント
--	---	--

※1 マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで20,000円までのチャージまたはお買い物をすると、ご利用金額の25%のマイナポイント(最大5,000円分)を受け取ることができます。※2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。※3 第1弾で5,000円分のマイナポイントを取得済みの方は対象外となります。※4 マイナポイントの対象となるマイナンバーカード申請期限後にカードを申請された場合、マイナポイントの申込みをすることはできません。※5 健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。

マイナンバー推進係 0267(31)0747(直通)

2月6日
 開始予定

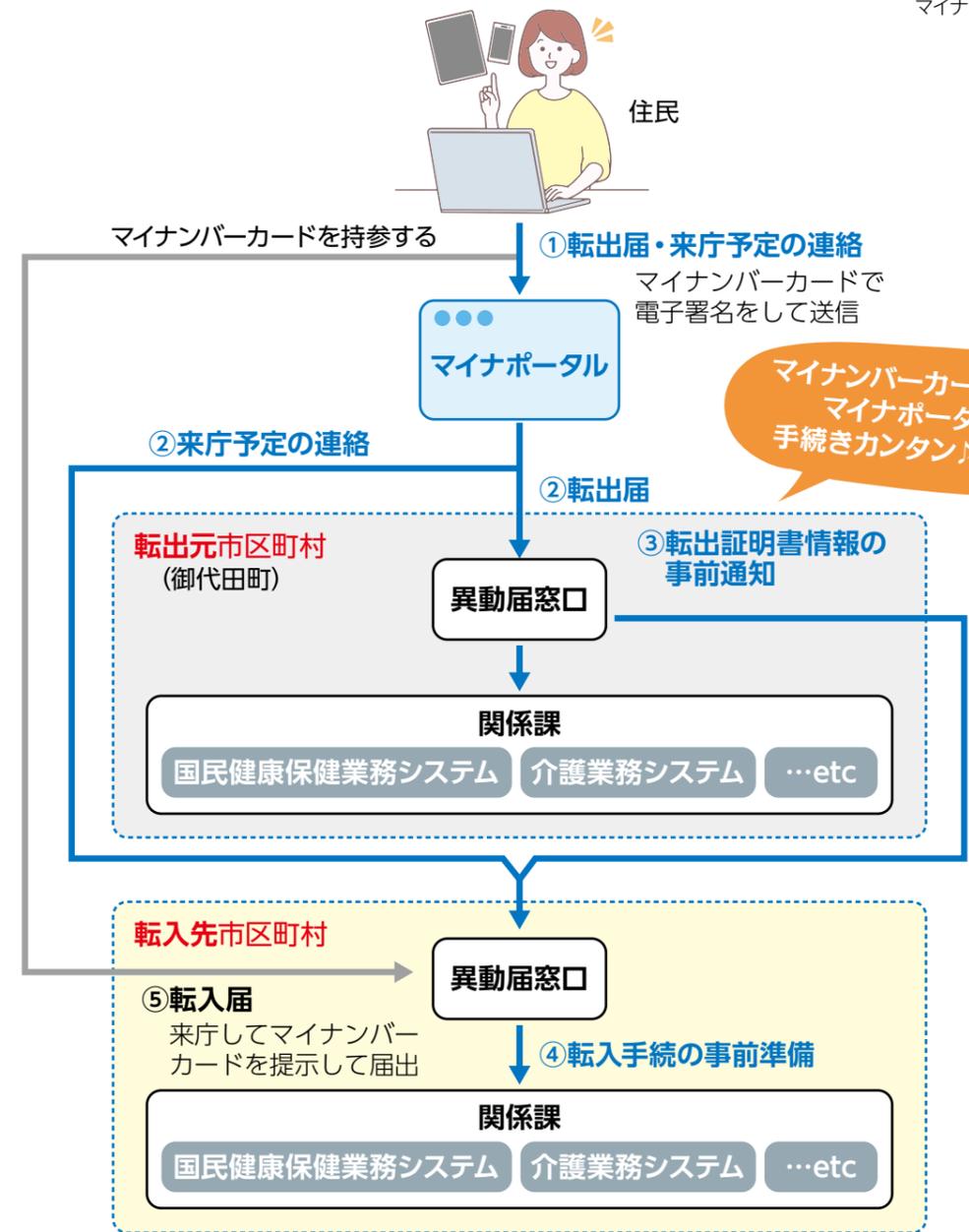
マイナポータルを通じたオンラインによる転出届が可能に!

マイナンバーカードで
 もっと便利に

このサービスを利用する方は、転出にあたり御代田町への来庁が原則不要となります。
 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。
 ※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。



マイナポータル



転出届に関する問い合わせ 町民課住民係(32)3114